

鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める
 条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例
 (平成9年鳥取県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改
 正する。

改正後			改正前		
(議員の定数) 第2条 鳥取県議会議員の定数は、 <u>33人</u> とする。			(議員の定数) 第2条 鳥取県議会議員の定数は、 <u>35人</u> とする。		
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数) 第3条 鳥取県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。			(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数) 第3条 鳥取県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。		
選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
鳥取市選挙区	鳥取市の区域	<u>11人</u>	鳥取市選挙区	鳥取市の区域	<u>12人</u>
米子市選挙区	米子市の区域	<u>8人</u>	米子市選挙区	米子市の区域	<u>9人</u>
倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人	倉吉市選挙区	倉吉市の区域	3人
境港市選挙区	境港市の区域	2人	境港市選挙区	境港市の区域	2人
岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人	岩美郡選挙区	岩美郡岩美町の区域	1人
八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人	八頭郡選挙区	八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の区域	2人
東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人	東伯郡選挙区	東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の区域	3人
西伯郡選挙区	西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域	2人	西伯郡選挙区	西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域	2人
日野郡選挙区	日野郡日南町、日野町及び江府町の区域	1人	日野郡選挙区	日野郡日南町、日野町及び江府町の区域	1人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該者は、これを速やかに返納しなければならない。</p> <p>(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕(当該逮捕に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限る。)された場合</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。ただし、第3号に該当する場合において、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが支給停止の目的に明らかに反すると議長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>第8条 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該者は、これを速やかに返納しなければならない。</p> <p>(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕(当該逮捕に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限る。)された場合</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給停止は、当該支給停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを解除する。ただし、第3号に該当する場合において、当該者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他支給することが支給停止の目的に明らかに反すると議長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p>

<p>3 第5条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合 当該支給日に係る期末手当</p> <p>(2) 第1項の規定による期末手当の支給停止に係る刑事事件について<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合（前項の規定によりその支給を停止された期末手当を支給することとされた場合を除く。） その支給を停止した期末手当（支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものを含む。）</p>	<p>3 第5条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。</p> <p>(1) 退職等となった日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合 当該支給日に係る期末手当</p> <p>(2) 第1項の規定による期末手当の支給停止に係る刑事事件について<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合（前項の規定によりその支給を停止された期末手当を支給することとされた場合を除く。） その支給を停止した期末手当（支給を停止されるべきであった期末手当で既に支給を受けたものを含む。）</p>
--	--

(鳥取県議会個人情報保護条例の一部改正)

第2条 鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
(鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後議員報酬条例」という。）第8条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪を犯した疑いにより逮捕された者は、改正後議員報酬条例第8条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪を犯した疑いにより逮捕された者とみなす。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>令和の改新戦略本部</u>、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 地域県土警察常任委員会 8人 <u>輝く鳥取創造本部</u>、<u>男女協働未来創造本部</u>、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 総務教育常任委員会 9人 <u>政策戦略本部</u>、総務部、会計管理部、教育委員会、監査委員及び人事委員会に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 福祉生活病院常任委員会 9人 福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部及び病院局に関する事項 農林水産商工常任委員会 9人 商工労働部、農林水産部、企業局及び労働委員会に関する事項 地域県土警察常任委員会 8人 輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部及び警察本部に関する事項</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に常任委員会に付議されて審査又は調査中の事件は、改正後の鳥取県議会委員会条例の規定によりその事件を所管する常任委員会に付議されているものとみなす。

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬の支給制限)</p> <p><u>第3条</u> 議会の議員が、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の全てを欠席したときは、当該定例会の閉会の日属する月（以下この項において「閉会月」という。）の翌月から同日後に開催される定例会若しくは臨時会における会議又は委員会（以下「本会議等」という。）のいずれかに最初出席した日の属する月（閉会月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 育児、<u>介護又は看護</u>のために欠席したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(期末手当)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2 前条第2項の規定にかかわらず、対象期間中に<u>第3条第1項若しくは第2項又は第4条第3項</u>の規定により議員報酬を支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端</p>	<p>(議員報酬の支給制限)</p> <p><u>第2条の2</u> 議会の議員が、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の全てを欠席したときは、当該定例会の閉会の日属する月（以下この項において「閉会月」という。）の翌月から同日後に開催される定例会若しくは臨時会における会議又は委員会（以下「本会議等」という。）のいずれかに最初出席した日の属する月（閉会月と同一月であるときは、その翌月）までの議員報酬は、支給しない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 育児<u>又は介護</u>のために欠席したとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第2条の3</u> 略</p> <p>(期末手当)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p><u>第3条の2</u> 略</p> <p>2 前条第2項の規定にかかわらず、対象期間中に<u>第2条の2第1項若しくは第2項又は第2条の3第3項</u>の規定により議員報酬を支給されなかった月がある場合の期末手当の額は、前項の規定に該当する場合を除き、前条第2項の規定により算定された額に対象期間中の議員報酬が支給された月数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未</p>

数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第7条 期末手当のうち、第5条第2項の規定により算定された額に対象期間中の第4条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された月（支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。）数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する部分は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった部分の期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止の解除について準用する。

第8条 略

2 略

3 第5条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。

(1)・(2) 略

(費用弁償)

第9条 略

満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第3条の3 期末手当のうち、第3条第2項の規定により算定された額に対象期間中の第2条の3第1項の規定により議員報酬の支給を停止された月（支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月を含む。）数を対象期間における在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する部分は、その支給を停止する。この場合において、支給を停止されるべきであった部分の期末手当で既に支給を受けたものがあるときは、当該議員は、これを速やかに返納しなければならない。

2 第2条の3第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給停止の解除について準用する。

第3条の4 略

2 略

3 第3条第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までの間に退職等となったものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期末手当は、支給しない。

(1)・(2) 略

(議会による検討)

第4条 議会又はその議員が行う議員報酬等の額その他の議員報酬等に関する制度の改正の必要性の検討について必要な事項は、議会が別に定める。

(議員報酬等の支給)

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、議員報酬等の支給に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(費用弁償)

第6条 略

(旅費の支給)

第10条 略

(旅費)

第7条 略

2 議会の議員に支給する旅費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号及び第3号の旅行については、第1号に定める鉄道賃、第4号に定める車賃及び第6号に定める宿泊料の額の合計額とする。

(1) 鉄道賃 現に支払った旅客運賃及び急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金による額

(2) 船賃 旅客運賃(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶又は旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による額

(3) 航空賃 現に支払った旅客運賃による額

(4) 車賃 現に支払った旅客運賃による額(自家用自動車を利用した場合には、1キロメートル当たり25円により算定した額)

(5) 日当 次に掲げる旅行1日につき3,000円

ア 県内以外の地域における旅行で、当該旅行中の夜数(県内の地域におけるものを除く。)が1以上であるもの

イ 1日の旅行(県内以外の地域における旅行を含むものに限る。)で、用務終了後帰着する時刻が午後9時以降になるもの(アに掲げる旅行を除く。)

(6) 宿泊料 次に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるもの 1夜につき14,800円

イ 鳥取県の区域内 1夜につき11,700円

ウ ア及びイに掲げる地域以外の地域 1夜につき13,300円

(7) 食卓料 1夜につき3,000円

(8) 外国旅行の旅費 国家公務員の外国旅行の旅費（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第6条第12項に規定する支度料及び同条第16項に定める旅行手当を除く。）の例による額

2 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 議会の議員が公務のための内国旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。以下同じ。）中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該議員

(2) 議会の議員が公務のための内国旅行中に死亡した場合 当該議員の遺族（議会の議員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに議会の議員の死亡当時議会の議員と生計を一にしていた他の親族をいう。以下同じ。）

(3) 議会の議員が公務のための外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。以下同じ。）中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該議員

(4) 議会の議員が公務のための外国旅行中に死亡した場合 当該議員の遺族

3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他議長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で議長が定めるものを旅費として支給することができる。

4 第1項又は第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他の当該者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場

合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で議長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令)

第11条 前条第1項第1号の旅行(以下「公務旅行」という。)は、議長の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 議長は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 議長は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 議長は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に議長が定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿に前項に定める事項の記載をしなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第12条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ議長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに議長に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令

の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第13条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれらに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。

9 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。

10 死亡手当は、議会の議員の外国における死亡（第10条第2項第4号に規定する場合

に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

(旅費の計算)

第14条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのもので、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 内国旅行における前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

3 外国旅行における第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、公務上の必要性、旅行に伴う身体への負担等を勘案して議長が別に定める額とする。

(その他の交通費)

第18条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 議長が私有自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に

規定する原動機付自転車（公用のものを除く。）で議会の議員が使用するものをいう。以下この号において同じ。）により移動する必要があると認めた旅行における私有自動車等を利用する移動1キロメートルにつき25円

(6) 有料の道路又は有料の駐車場の利用に要する費用

(宿泊費)

第19条 宿泊費の額は、地域の実情を勘案して議長が定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として議長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第20条 包括宿泊費の額は、移動に係る第15条から第18条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第21条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して議長が定める一夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第19条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、当該移動の到着地に応じ、第1項に定める額とする。ただし、当該移動に係る第15条から第18条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（渡航雑費）

第22条 渡航雑費の額は、国家公務員の外国旅行の旅費の例による額とする。

（死亡手当）

第23条 死亡手当の額は、国家公務員の外国旅行の旅費の例による額とする。

（退職者等の旅費）

第24条 第10条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める旅費とする。

（1） 第10条第2項第1号の規定により支給する旅費 内国旅行の例に準じ、議会の議員として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

（2） 第10条第2項第3号の規定により支給する旅費 外国旅行の例に準じ、議会の議員として旅行先の地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 議長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第25条 第10条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費は、死亡手当のほか、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める旅費とする。

（1） 第10条第2項第2号の規定により支給する旅費 内国旅行の例に準じ、議会の議員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

（2） 第10条第2項第4号の規定により支給する旅費 外国旅行の例に準じ、議会

の議員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第10条第2項に規定する順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第26条 この条例の規定に基づく旅費の支給において、次の各号に掲げる種目の旅費の支給額は、それぞれに定める額を合計した額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第18条第5号に掲げる費用に係るものを除く。）第15条第1項各号、第16条第1項各号、第17条第1項各号並びに第18条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる各費用について、当該各条及び第14条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額

(2) 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費
当該各種目について、第14条、第19条、第20条及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額

(旅費の調整)

第27条 略

(旅費の調整)

第8条 略

(旅費の返納)

第28条 旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員等」という。）は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当職員等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う議員報酬又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

<p><u>(旅費の請求手続)</u> <u>第29条</u> 旅費の請求手続は、議長が別に定めるところによる。</p> <p>(その他の費用弁償) <u>第30条</u> 第9条第2号の費用は、議会の議員が職務を行うため要したと議長が認める費用について、現に支払った額を弁償するものとする。</p> <p>(委任) <u>第31条</u> 略</p>	<p>(その他の費用弁償) <u>第9条</u> 旅費のほか、議会の議員が職務を行うため要した費用については、現に支払った額を弁償するものとする。</p> <p><u>(費用弁償の支給)</u> <u>第10条</u> 前4条に定めるもののほか、費用弁償の支給に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(委任) <u>第11条</u> 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令を変更する旅行については、改正後条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 改正後条例第10条第3項及び第4項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用する。
- 4 改正後条例第28条の規定は、改正後条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

鳥取県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～14 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～14 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び<u>第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第39条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報	第39条 第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報

		ファイルをいう。)に記録されているとき
略		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 略

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

		ファイルをいう。)に記録されているとき
略		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)・(3) 略

3 略

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 略

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条第5項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、第17条第2項の改正規定、第19条第1項の改正規定及び第50条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(休会) 第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議決があったとき又は議長が特に緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p> <p>(会議の開閉) 第12条 略</p> <p>2 議長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p> <p>(付託事件を議題とする時期及び委員長報告) 第36条 略</p> <p><u>2 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。</u></p> <p>(修正案を議題とする時期) 第37条 委員長の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限) 第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、<u>第36条第</u></p>	<p>(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(休会) 第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議決があったとき、<u>又は議長が特に</u>緊急の必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。</p> <p>(会議の開閉) 第12条 略</p> <p>2 議長が開議を宣告する前、<u>又は</u>散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</p> <p>(付託事件を議題とする時期) 第36条 略</p> <p>(修正案を議題とする時期) 第37条 委員長の報告が終わったとき、<u>又は</u>委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案を議題とする。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限) 第41条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、<u>第36条の</u></p>

<p><u>1項の規定にかかわらず</u>、議会において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(再審査のための付託)</p> <p>第43条 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。</p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 賛否各2人以上の発言があった後又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(終了報告)</p> <p>第69条 委員長は、事件の審査又は調査を終了したときは、その旨を議長に報告しなければならない。</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場及び傍聴席の外に退去させなければならない。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>	<p>規定にかかわらず、議会において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第42条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(再審査のための付託)</p> <p>第43条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、<u>議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。</u></p> <p>(質疑又は討論の終結)</p> <p>第55条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(委員長報告)</p> <p>第69条 委員長は、<u>委員会における審査又は調査の経過及び結果を議会に報告しなければならない。</u></p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第86条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を退場させなければならない。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第104条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者についてその停止期間中に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p>
--	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高額療養費について今後も自己負担を引き上げないことを求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、制度の拡充を目指すべきである。一旦は、政府は高額療養費制度を見直し、2025年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを決定した。

しかし、石破総理大臣は患者団体との面会や熟議の国会における立憲民主党をはじめとした野党との国会論戦を通じて、高額療養費の自己負担を引き上げないよう実施を凍結するという英断にいたったところである。

高額療養費の自己負担引上げは、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼすものであり、がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々からは、「治療が受けられず、生活が成り立たなくなる」、「治療が継続できなければ死を待つしかない」、といった悲痛な声が数多く上がっている。

また、現在、既に税と社会保険料を合わせた国民負担率が50%に近い水準まで上昇し可処分所得が減り、賃上げが物価上昇に及ばず、実質所得が3年連続マイナスとなっている。このようなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げることは、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療中止を強いる可能性もあり、極めて慎重な判断を要するものである。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、患者団体の声を踏まえた総理の英断を踏まえて、今後も高額療養費の自己負担については引き上げないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官

高額療養費制度の自己負担引き上げの撤回を求める意見書

高額療養費制度は、大きな病気や事故で高額な医療費がかかった際、患者の年収に応じて自己負担月額の上限を設けるものであり、全世代にとって欠かせないセーフティネットである。

現在、開会中の第217回通常国会に提出された新年度予算案には、当初、高額療養費制度について、多数回該当者の自己負担引き上げや低所得者も含め、全ての所得層において3年間で段階的に自己負担月額の上限を大幅に引き上げることが盛り込まれていた。しかし、がん患者や難病患者などから「治療が続けられない」「命綱を断ち切るものだ」という切迫した声が上がったため、政府は、2026年度以降の制度の在り方については、「2025年秋までに患者団体の意見を承った上で、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から改めて方針を検討し、決定したい」として、見直しを行う意向を示す一方で、2025年8月からの患者負担の引き上げは予定通り実施するとし、新年度予算案は修正されることなく衆議院を通過した。しかし、その後の参議院での審議を踏まえ、総理が患者団体と面会し、2025年8月からの患者負担の引き上げも凍結することとなった。ただし、あくまで凍結であって、前述したように、今秋までに再検討することとされており、「患者負担引き上げ」の根が絶たれたわけではない。

2025年8月から予定されていた負担増は、70歳未満の多くが該当し、全国約4,120万人が対象となる約370万円～770万円の年収区分では、自己負担額の上限が月額80,100円から88,200円に約10%も増額されるほか、70歳以上の最も高い年収区分では、月額57,600円から60,600円に増額されるなど、患者やその家族の生活に大きな影響を与えるものであった。

現在のがん治療は、長期にわたって継続して治療を受けることを前提とした治療方法や治療薬が増えており、患者とその家族の中には、仕事や日常生活を続けながら、毎月一定の医療費を支払い、ぎりぎりの生活を余儀なくされている方も少なくなく、自己負担が増えれば、生活そのものが成り立たなくなり、治療の継続を断念せざるを得なくなる患者や家族が生じる危険性があることから、命にかかわる重大な問題である。

よって、政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、高額療養費制度の自己負担引き上げを撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を求める意見書

我が国は既に本格的な人口減少社会に突入しており、特に地方においては、出生数の減少に加え、進学や就職を契機に若者が地方から東京都をはじめとする都市部へ流出していくことで地域の活力が削がれ、地域産業の衰退を招き、さらには将来にわたる基本的な生活基盤の維持さえも危ぶまれる状況すら現れてきている。

加えて、過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少につながるだけではなく、法人事業税をはじめとする税源の偏在、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、過度な集積により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、大都市の過密な生活環境の改善、地方への企業機能の分散、テレワーク導入の加速など、生活様式・労働環境に対する国民の意識が大きく変化している今こそ地方創生を実現し、国全体の人口減少が続く中でも、都市部だけでなく地方においても経済・社会の成長を図り、我が国全体の持続的な発展と競争力を確保するため、過度な東京一極集中を必ず是正しなければならない。

よって、国においては、改めてこれを日本全体の構造的な問題と捉え、交通・医療・買物を始めとし、地方でも住民が持続可能な安定した暮らしを営み、また、全ての自治体で恒久的な行政サービスの提供を可能とする税財政の改革、地方経済の発展や若者の雇用創出につながる企業や大学の地方移転の促進、中央省庁の地方分散など、地方創生2.0を推進し、東京一極集中の是正に向けた抜本的な改善策を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 様
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
経 済 産 業 大 臣